改正後

別表（第一条関係）

一　大使館

区分＼号別月額		［略］	64号	［略］	67号	68号	69号	70号	71号	72号	［略］	76号	［略］	78号	［略］	83号	［略］	85号	86号	［略］
			円		円	円	円	円	円	円		円		円		円		円	円	
			672,700		639,700	628,700	617,700	606,700	595,700	584,700		540,700		518,700		463,700		441,700	430,700	
国地の別	アジア													バングラデシュ		インド		シンガポール スリランカ 中華人民共和国		
	大洋州																	パラオ	サモア	
	北米															アメリカ合衆国				
	中南米		キューバ									ベネズエラ		ホンジュラス		エルサルバドル コロンビア		コスタリカ ジャマイカ トリニダード・トバゴ ペルー メキシコ		
	欧州						ウクライナ		アイスランド					スイス タジキスタン		アルバニア ベラルーシ ロシア		カザフスタン ノルウェー	英国 ジョージア ラトビア	
	中東					アフガニスタン		イラク				イラン						カタール クウェート トルコ	レバノン	
	アフリカ		ジンバブエ			ジブチ	ガーナ	ブルキナファソ マリ	コートジボワール ナイジェリア モーリタニア	アンゴラ ガボン カメルーン		モザンビーク		ウガンダ		アルジェリア リビア		ボツワナ モーリシャス	ナミビア	

※　在外公館名称位置給与法第十一条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

改正前

別表（第一条関係）

一　大使館

区分＼号別月額		［同上］	64号	［同上］	67号	68号	69号	70号	71号	72号	［同上］	76号	［同上］	78号	［同上］	83号	［同上］	85号	86号	［同上］
			円		円	円	円	円	円	円		円		円		円		円	円	
			672,700		639,700	628,700	617,700	606,700	595,700	584,700		540,700		518,700		463,700		441,700	430,700	
国地の別	アジア													バングラデシュ		インド		シンガポール スリランカ 中華人民共和国		
	大洋州																	パラオ	サモア	
	北米															アメリカ合衆国				
	中南米				キューバ							ベネズエラ		ホンジュラス		エルサルバドル コロンビア		コスタリカ ジャマイカ トリニダード・トバゴ ペルー メキシコ		
	欧州							ウクライナ	アイスランド					スイス タジキスタン		アルバニア		カザフスタン ノルウェー ベラルーシ	英国 ジョージア ラトビア ロシア	
	中東								イラク	アフガニスタン				イラン				カタール クウェート トルコ	レバノン	
	アフリカ		ジンバブエ			ジブチ	ガーナ	ブルキナファソ マリ	コートジボワール ナイジェリア モーリタニア	アンゴラ ガボン カメルーン		モザンビーク		ウガンダ		アルジェリア リビア		ボツワナ モーリシャス	ナミビア	

※　在外公館名称位置給与法第十一条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。